

酪農学園大学授業料免除規程

1986年4月1日

規程1986-1号

2023年6月29日

改正規程2023-205号

（目的）

第1条 この規程は、酪農学園大学学則（以下「学則」という。）第54条に基づき、学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が、経済的事由により授業料の納付が困難であり、かつ当該学生の学業成績優秀と認められる場合、授業料の半額を免除することを目的とする。

（資格）

第2条 授業料を免除される者は、学資負担者が次の各号の何れかに該当する場合とする。ただし、他の授業料減免（災害に係る減免を除く。）又は給付型奨学金との重複適用はしない。

- (1) 死亡又は生別した場合
- (2) 失職した場合
- (3) 病気又は事故等で、著しく収入が減少した場合
- (4) 火災、風水害等の災害を受けた場合

（申請）

第3条 授業料免除を申請する者は、次の各号の書類を教育センター学生支援課に提出しなければならない。

- (1) 授業料免除申請書
- (2) 学業成績証明書
- (3) 家庭調書及び資力調書
- (4) その他、本学が必要とする証明書

（提出期限）

第4条 授業料免除関係書類は、原則として前学期においては4月30日まで、後学期においては10月15日までに提出しなければならない。

（免除期間）

第5条 授業料免除期間は、1年間とする。

（審議）

第6条 授業料免除に関する事項の審議は、学生支援委員会（以下「委員会」という。）で行う。

（選考）

第7条 授業料免除学生の選考は委員会において行い、候補者を学長に推薦する。

2 選考に関する必要な事項は、別に定める。

（決定通知）

第8条 授業料免除学生は、教授会及び評議会の議を経て学長が決定し、学資負担者及び学生に通知する。

（資格の取消）

第9条 学則第40条に規定する各号の一に該当するとき、あるいは免除決定後に虚偽の事由が発生したときは免除を取消し、当該期分の授業料を徴収することがある。

(事務局)

第10条 授業料免除に関する取扱事務は、教育センター学生支援課で行う。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、常任理事会の議の後、評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (1986年4月1日規程1896-1号)

この規程は、1986(昭和61)年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1988(昭和63)年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1989(平成元)年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1992(平成4)年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1995(平成7)年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1998(平成10)年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2001(平成13)年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2002(平成14)年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2007(平成19)年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2008(平成20)年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2012(平成24)年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015(平成27)年4月1日から施行する。

附 則 (2018年10月1日改正規程2018-51号)

この規程は、2018(平成30)年10月1日から施行する。

附 則 (2020年4月1日改正規程2020-11号)

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則（2023年6月29日改正規程2023-205号）

この規程は、2023年6月29日から施行する。